福島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長 (公印省略)

電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について (回答)

平成24年3月21日付け福島労発基第4045号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

本件は、別添報告書のとおり、労働基準法施行規則別表第1の2第7号10に定める 業務上の疾病として取り扱われたい。

に発症した悪性リンパ腫の業務上外に関する検討会報告書

本検討会は、 に係る事案について検討を行ってきたところであるが、今般、別 添のとおり検討結果をとりまとめたので報告する。

平成25年1月17日

電離放射線障害の業務上外に関する検討会

座長 米 倉 晴 明 石 真 言 草 間 朋 子 祖父江友孝 伴 信 彦

別

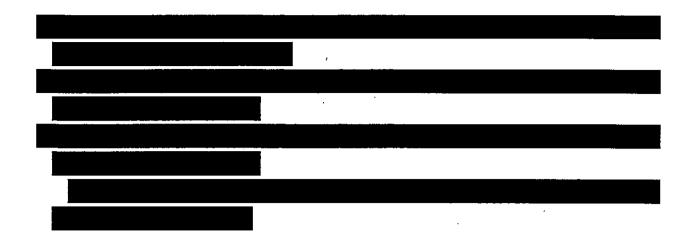
所

Œ

美

第1 事案の概要

1	労働者の氏名等	
(1) 労働者氏名	
	(2) 生 年 月 日	
	(3) 所属事業場	
((4) 傷 病 名	悪性リンパ腫(非ホジキンリンパ腫)
	5) 発 症 年 月 日	
(6) 労災請求年月日	平成23年2月8日(療養補償給付)
2	請求の趣旨	
ľ		
Ī		
3	請求人の放射線業務	の内容
4	請求人の放射線被ば	く状況
(:	1) 外部被ばくの状況	
	請求人の外部被ば	く線量は、においてフィルムバッジにより測定されてお
	り、その累積被ばく	線量は であった (別紙1参照)。
(2) 内部被ばくの状況	
	請求人の内部被ば	くは、これににおいてホールボディカウンタによって測定され
	ており、その結果は	(別紙2参照)。
(3) 事故的被ばくの有	無
	請求人の申立及び	からの報告によれば、
5	請求人の療養の経過	について
		·



第2 検討会の判断

- 1 請求人の被ばく線量について
 - (1) 外部被ばく 請求人の累積外部被ばく線量は、個人の被ばく線量管理記録より、
 - (2) 内部被ばく 請求人の内部被ばくは、個人の被ばく線量管理記録より
 - (3) 事故的被ばく 事故的被ばくは、

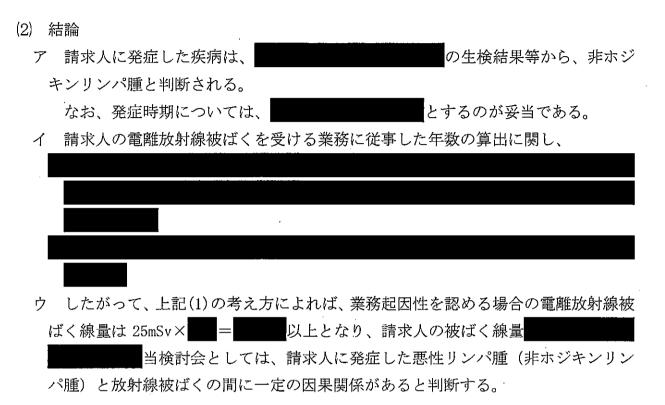
2 業務上外について

(1) 基本的な考え方について

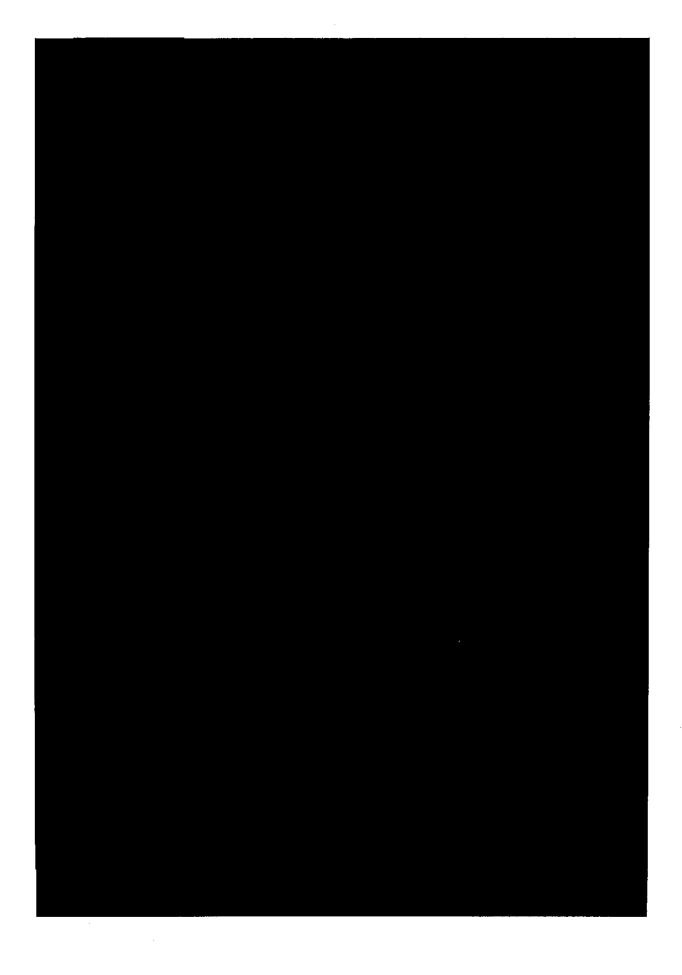
電離放射線と非ホジキンリンパ腫との関係については、平成20年10月、非ホジキンリンパ腫を発症した労働者の事案の業務上外を検討するための検討会が、「悪性リンパ腫、特に非ホジキンリンパ腫と放射線被ばくとの因果関係について」としてまとめた報告書において、要旨

- ① 非ホジキンリンパ腫は、一般的にリンパ性白血病の類縁の疾患として取り扱われており、両者は類縁疾患とみなすことができる。このことを踏まえると、非ホジキンリンパ腫については、白血病の認定の基準として昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」に定められている放射線被ばく線量を参考として判断を行うことが適当。
- ② 非ホジキンリンパ腫では男性における過剰リスクについてのみ有意差が認められており、そのリスクは全白血病のリスクの 1/5~1/6 程度であることから、非ホジキンリンパ腫のリスクは、全白血病のおおむね 1/5 に相当するものと判断することが適当。

とする考え方を示しており、これによれば、非ホジキンリンパ腫について、業務起因性を認める場合の電離放射線による被ばく線量は、おおむね25mSv(5mSv×5倍)×(電離放射線被ばくを受ける業務に従事した年数)以上となる。

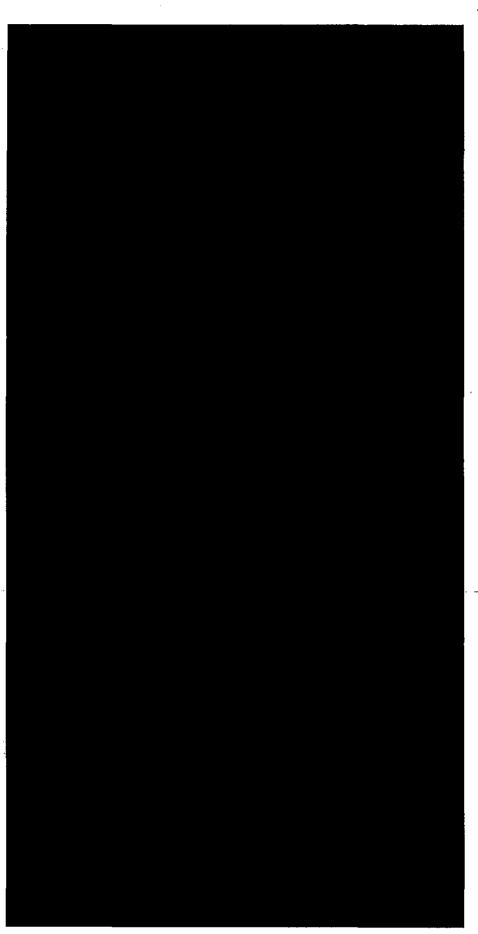


以上より、総合的に勘案すると請求人に発症した悪性リンパ腫は、放射線業務に起因する疾病であると判断することが妥当である。



T_q

.





.

.